

## 規約第 9 号「個人情報保護に関する規約」

### (目的)

第 1 条 本規約は、個人情報の保護に関する法律に基づき、エフコープ生活協同組合（以下「生協」という）が業務を通して取得した個人情報を適切に管理し、プライバシーや個人情報に関する権利を保護しつつ、生協の業務の健全な向上をはかることを目的とする。そのための生協の個人情報保護基本方針を定め、個人情報を管理する上での必要な事項を定める。

### (個人情報保護基本方針)

第 2 条 生協は、個人情報の保護に関する考え方や方針を定めた個人情報保護基本方針を策定して、対外的に公表し、組合員および社会的な信頼を確保する。

2. 個人情報保護基本方針は、理事会が決定し公表する。

### (個人情報等の定義)

第 3 条 個人情報とは氏名、住所、電話番号、組合員（または利用者）番号、家族状況、活動履歴、出資金、生協の利用状況および代金支払状況やその他の記述等の情報形態により当該本人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって当該本人を識別できるものを含む）をいう。

2. 個人識別符号とは、特定の個人の身体的特徴を変換した文字、番号、記号などや、カードや書類で個人に割り当てられた文字、番号、記号などが含まれるもので、特定の個人を識別できるものをいう。

3. 要配慮個人情報とは、人種、信条、病歴など、本人に対する不当な差別、または偏見が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれるものをいう。

4. 組合員名簿とは、消費生活協同組合法および定款第 35 条に基づき、生協が各組合員の情報を名簿として管理しているものをいう。

### (個人情報収集の原則)

第 4 条 生協が行う個人情報の収集は、生協の事業の運営に必要な範囲に限定し、本人または本人が同意する第三者から公正な手段によって収集されなければならない。なお、生協が個人情報を収集するに際しては、当該情報の利用目的および当該情報が第 6 条の各号に該当する者に開示されることがあることについて明示した文書に同意を得た上で行うことを原則とする。

### (個人情報利用の原則)

第 5 条 生協による個人情報の利用は、予め公表した利用目的の範囲に限定して利用されるものとし、本人の同意なく目的外の利用をしてはならない。

### (第三者への個人情報提供の制限)

第 6 条 生協は、次の各号に該当する場合を除き、本人の個別の同意なくして、その個人情報を第三者

に提供してはならない。第三者へ提供する場合には提供した記録を保持し、本人からの開示請求に応じることができるよう管理する。

- (1) 生協が業務の一部を外部に委託しており、委託業務の遂行のために必要不可欠な場合
- (2) 生協が加盟あるいは出資し、または役員を派遣している関連団体であり、かつ組合員の利用を主目的とする提携事業を行っており、提携事業の遂行のために必要不可欠な場合
- (3) 法令により、生協が相手方に当該情報を提供することが義務づけられている場合
- (4) 人命、身体または財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるがあり、本人の同意を得ることにより事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

#### (個人情報を取り扱う業務の委託)

第7条 生協は、個人情報を取り扱う業務を委託する場合、個人情報保護に関する体制が整備された委託先を選定するとともに、個人情報保護に関する契約を締結し、適切な管理がされていることを監督する。

#### (情報管理の原則)

第8条 生協は、個人情報を扱う生協の役職員および委託先に対し、個人情報の改ざん、紛失、毀損、目的外の利用、あるいは流出等を防止するために監督する。また個人情報管理基準を定め、個人情報を、適切に管理する。

#### (本人の開示・変更請求権)

第9条 生協は、生協が管理している個人情報に関して本人より開示請求がなされたときには、生協が示す開示方法のなかから本人の指定する方法にて遅滞なく当該個人情報、または第三者への提供記録を開示しなければならない。ただし、開示する文書の中に第三者に関する個人情報が含まれる場合においては、当該部分を削除した上で開示するものとする。

2. 本人は、開示された個人情報の内容に誤りがあると考えられる場合には、正しい情報への訂正を請求することができる。
3. 生協は、本人からの訂正請求に理由がある場合には遅滞なくこれを訂正するものとし、訂正請求に応じない場合は、その理由を本人に通知するとともに訂正請求がなされたことを当該情報の原本に付記しなければならない。
4. 本人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条による情報開示審査会に不服申立てをすることができる。
  - (1) 第三者の個人情報として除外されたことによる非開示の確証を求める場合
  - (2) 本人の訂正請求に生協が応じない場合
  - (3) その他、本人の個人情報の取り扱い方法に関して苦情がある場合

#### (本人の利用制限請求)

第10条 本人は、生協が管理している個人情報に関して、次の各号に該当する場合、利用停止、消去または第三者提供の停止を求める利用制限請求を行うことができる。

- (1) 生協における個人情報の取り扱いが法令に違反する場合
- (2) 本人の個人情報を生協が利用しなくなった場合
- (3) 重大な漏えい等が発生した場合
- (4) 本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

(情報開示審査会)

第11条 生協は、個人情報の適切な収集、管理、利用、保護等を推進するにあたり、個人情報の開示、訂正、苦情等に関する適法、適正な取り扱いをはかるために、生協理事会のもとに情報開示審査会を設置する。理事長は、この情報開示審査会に以下の各号について諮問する。

- (1) 個人情報に関する不服申し立てについての審査
- (2) 個人情報保護方針に関する諮問

2. 情報開示審査会の組織と運営等については、別途規則で定める。

(個人情報保護法等の順守)

第12条 個人情報保護の管理運用にあたっては、本規約の他、「個人情報の保護に関する法律」および関連法規に拠るものとする。

(改廃)

第13条 本規約の改廃は、総代会において行う。

(附則)

第14条 本規約は1996年(平成8年)6月14日より施行する。

2. 2005年(平成17年)6月14日 全面改定
3. 2018年(平成30年)6月26日 一部改定
4. 2023年(令和5年)6月27日 一部改定